

第2分科会 まちづくり提案「河口湖観光のまちづくり」

実施要項

第1. 一般事項

1. 背景

人口減少社会を迎え、他との交流を通じた地域の活性化の重要性が増している。

このような中、積極的な交流促進の手段の一つである観光は、これからのまちづくりにとって主要なテーマとなっている。

2. 提案内容

観光をテーマとしたまちづくりの観点から、大会開催地である河口湖畔の課題敷地における観光施設の設計提案を行う。

河口湖の観光の望ましい姿及びそれに基づくまちづくりの方向性を論じた上で、施設の設計趣旨を説明する。

まちづくりは本来住民が主役となるべきものであるが、今回は、観光のまちづくりの片方の主役であるビジターの視点から提案を行う。

3. 提案主体

提案主体は各建築士会青年委員会（または青年部）とする。

提案者名は各建築士会青年委員会（または青年部）名とし、それ以外の名称は使用しない。

1 建築士会 1 提案を原則とするが、複数提案も可とする。

4. 日程

◆ 質疑応答	要項公表～平成18年 1月31日
◆ 提案提出期限	平成18年 3月31日必着
◆ 一般公開	平成18年 4月～5月
◆ 分科会	平成18年 6月16日
◆ 報告書配付	平成18年10月頃予定

5. 質疑応答

この要項に関する質疑は、各建築士会の理事が行うものとし、それ以外からの質疑は認めない。

質疑応答は理事会メーリングリストを用いて行うものとし、それにより全建築士会が内容を確認したものとみなす。

質疑期間を過ぎてからの質疑には応じない。

質疑応答に関する事務は、山梨県建築士会が行う。

6. 提出方法

期限までに、持参または郵送で、関係図書を山梨県建築士会事務局に提出する。

◆ 提出先 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1-14-19

(社)山梨県建築士会事務局

7. 提出後の図書の取り扱い

提出後は、提出図書の修正には応じない。

分科会終了後、提出図書に基づき報告書を作成する。

分科会終了後から報告書作成までの間、提出図書の修正を認める。

提出図書は返却しない。

8. 一般公開

富士河口湖町内の公的施設において、一般公開を行う。

公開期間中、一般から提案内容に関する意見等を募集する。

9. 報告書

提案及び分科会の内容(一般公開時の意見等及び3.まちあるき時のアンケートの結果を含む。)は、大会終了後報告書としてとりまとめ、今後のまちづくりの参考資料として有効に活用されるよう、地元の行政及び住民に提供する。

報告者名は、関東甲信越建築士会ブロック会青年建築士協議会とする。

報告書の企画、作成及び配付は、山梨県建築士会が行う。

第2.分科会

1. 発表

発表時間は、原則として1建築士会あたり10分とする。

投影原稿は、Microsoft-PowerPoint(version97-2003)で作成する。

スライド・OHP等の機材は準備しない。

準備予定機材は下記の通りとする。

◆ PC: DOS/V互換機 ノート型

◆ OS: Windows XP

◆ CPU: Pentium 1GHz程度 メモリ: 512MB程度

◆ プロジェクター

◆ スクリーン

一般公開時の意見等及び3.まちあるき時のアンケートの結果は、意見交換の際に報告する。

2. 最優秀提案の選出

分科会において、最優秀提案を1点選出する。

審査は、各建築士会の理事または理事が指名する者からなる審査員10名が行う。

審査は以下の項目に関して行う。

- ◆ 河口湖の観光の望ましい姿に関する提案内容
- ◆ 観光を活かしたまちづくりに関する提案内容
- ◆ 課題施設に関する提案内容
- ◆ 今後のまちづくりで課題施設の計画内容を敷衍していく手法に関する提案内容
- ◆ 表現及び発表の方法

審査方法は、別途定める。

報告書には、最優秀提案の選出結果を含め審査に関する事項は一切掲載しないものとする。

3. まちあるき

分科会前半で、分科会参加者による、河口湖駅から河口湖畔に至る富士河口湖町船津地区中心部のまちあるきを行う。

まちあるきの結果は、提案の発表に適宜反映させることができる。(提出図書に修正がある場合は、分科会では行わず、大会終了後報告書作成までの間に行う。)

まちあるき中にまちづくりに関するアンケート調査を行う。

まちあるきの詳細は、別途定める。

第3. 設計条件

1. まちづくりの対象エリア

まちづくりの対象エリアは、富士河口湖町船津地区中心部のうち課題敷地から概ね500mの範囲とする。

必要に応じて対象エリアの範囲を広げてもよいものとする。

2. 課題敷地

山梨県南都留郡富士河口湖町船津 3762-1、3763 旧船津交番敷地、船津財産区所有

- ◆ 敷地面積 116.95㎡
- ◆ 近隣商業地域 防火地域・準防火地域の指定なし
- ◆ 建蔽率80%、容積率200%

3. 設備等

水道、電気、都市ガス、下水道等の基盤整備は完備しているものとして扱う。

4. 施設の設計条件

観光のまちづくりにふさわしい施設であること。

それ以外の事項（用途、規模、構造など）は、法令の許す範囲内で、提案者が自由に設定できるものとする。

課題敷地周辺も含め現況の建物、工作物を設計の与条件とするかどうかは、提案者の自由とする。

課題敷地以外の特定敷地を対象とする提案は行わない。

5. 提供資料

- ◆ 広域観光マップ
- ◆ 都市計画図
- ◆ 地形図
- ◆ 住宅地図
- ◆ 敷地測量図
- ◆ 航空写真
- ◆ 周辺写真
- ◆ 旧河口湖町都市計画マスタープラン抜粋
- ◆ まちづくり交付金事業資料

第4. 提出図書

1. 設計図面

(1) 種別

a 設計概要

- ◆ 設計趣旨（設計趣旨書の要約を簡潔に記述する。）
- ◆ 面積表（算定は建築基準法による。）
- ◆ 主要仕上げ概要（屋根、外壁、床、壁、天井）
- ◆ まちづくりと設計施設の関係に関する説明図（表現は自由）

b 配置図（縮尺1 / 100）

- ◆ 外構、造園計画等を含む。
- ◆ 1階平面図と兼用する場合は縮尺1 / 50も可とする。

c 各階平面図

d 立面図または外観パース（両者を併せて表現してもよい。）

e 断面図または内観パース（両者を併せて表現してもよい。）

(2) 作成方法

a 用紙

- ◆ 用紙はA1版1枚で縦使いとする。
- ◆ 用紙のレイアウトは任意とする。

- ◆ 要旨集及び報告書には設計図面をA4版1枚に縮小して掲載するので、文字サイズ等を考慮する。
- ◆ パネル化(発砲ポリスチレン等の軽量な材質で厚さ10mm以内、アルミ枠付)して提出する。
- ◆ 用紙の種類はケント紙、電子コピー等とし、トレーシングペーパーは不可とする。

b パース

- ◆ 透視方向及び透視角度は任意とする。
- ◆ パースの代わりに模型写真も可とする。
- ◆ 模型本体は受け付けない。

c 図面の彩色

- ◆ 立面図または外観パースは彩色する。
- ◆ 立面図または外観パース以外の図面の彩色は自由とする。

d 図面の余白

- ◆ 図面の余白は自由とする。

(3) 要旨集用ファイル

- ◆ 要旨集編集用に図面をPDFファイルにしたものをCD-Rで提出する。
- ◆ Windowsで編集作業が可能な形式でファイルを作成する。
- ◆ ファイル名は、「都県名_no2sec_zumen.pdf」(英数半角使用)とする。

2. 設計趣旨書

(1) 記載事項

- ◆ 河口湖の観光の望ましい姿に関する提案
- ◆ 観光を活かしたまちづくりに関する提案
- ◆ 設計施設の用途・規模・構造・意匠等の要点と選定理由
- ◆ 今後のまちづくりで設計施設の計画内容を敷衍していく手法に関する提案
- ◆ その他必要と認められること

(2) 作成方法

a 用紙

- ◆ 用紙はA4縦使いで、3枚とする。

b 書式

- ◆ Microsoft-Wordによる指定書式とする。

(3) 要旨集用ファイル

- ◆ 要旨集編集用にMicrosoft-WordファイルにしたものをCD-Rで提出する。
- ◆ ファイル名は、「都県名_no2sec_shushi.doc」(英数半角使用)とする。

3. 提出部数

- ◆ 図面、設計趣旨書、CD-R（図面＋設計趣旨書） 各1部

4. 包装方法

- ◆ 郵送により提出する場合、その包装方法は任意とする。
- ◆ 提出作品が破損したり折れたりしないよう十分留意する。

第5. 著作権

1. 帰属

提出図書の著作権は、それぞれの建築士会青年委員会（または青年部）に帰属するものとする。

2. 無償利用

主催者は、大会用の公表・宣伝活動及び報告書への掲載のため、提出図書を無償で利用できるものとする。

利用にあたっては、提案した建築士会の名称を明記するとともに、著作権が各建築士会に帰属する旨を明記する。

第6. その他

1. 現地調査

平成17年11月1日から平成18年1月31日までの間、現地調査を希望する建築士会に対しては、山梨県建築士会が現地を案内する。

詳細については、事前に山梨県建築士会と打ち合わせをすること。

審査方法

審査は、審査票に基づき点数制で行い、最多得点を獲得した提案を最優秀とする。

最多得点の提案が複数あるときは、審査員の協議により最優秀を決定する。

各審査項目は10段階評価（10点が最高評価）とし、5項目で50点満点とする。

各者の得点は、自建築士会以外の審査員9人の評価点の合計（450点満点）とする。

内容に関する項目の審査にあたっては、以下の点を考慮するものとする。

- ◆ 興味深い内容であるか。
- ◆ 独創性に富むか。
- ◆ 実現に向け妥当性はあるか。

審査票

審査項目	細目	評価点 点数（1～10）記入
河口湖の観光の望ましい姿に関する提案内容	<ul style="list-style-type: none">◆ 観光資源の選定◆ 観光資源を活かすためのソフト	
観光を活かしたまちづくりに関する提案内容	<ul style="list-style-type: none">◆ まちづくりにおいて観光が果たす役割◆ 観光をまちづくりに活かす手法	
課題施設に関する提案内容	<ul style="list-style-type: none">◆ まちづくりにおける施設の位置づけ◆ 用途◆ 規模◆ 構造◆ 意匠	
今後のまちづくりで課題施設の計画内容を敷衍していく手法に関する提案内容	<ul style="list-style-type: none">◆ 敷衍していく内容◆ 敷衍していくためのソフト	
表現及び発表の方法	<ul style="list-style-type: none">◆ 設計趣旨の論理性◆ 図面表現◆ 発表のわかりやすさ◆ 発表時間の遵守	

設計趣旨書書式

用紙サイズ	◆ A4版 縦使い 3枚
余白	◆ 上下左右20mm
レイアウト	◆ 1ページの1行に「タイトル」を、2行に「建築士会名」を記入 ◆ それ以外のレイアウトは自由
フォント	◆ MSゴシック
フォントサイズ	◆ 「タイトル」 12 ◆ 「建築士会名」 10.5 ◆ その他 10.5
写真・図表など	◆ 挿入貼付けは自由（白黒印刷でも判別できること）
その他事項	◆ 自由